

国 自 旅 第 8 0 号

平成 2 0 年 6 月 6 日

関東運輸局長 殿

自動車交通局長

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）における
名義貸し行為の判断基準について

近年、法人タクシーの事業形態が多様化する中で、法人タクシーにおける運転者を個人事業主として扱うなど、道路運送法第 3 3 条で禁止されているいわゆる「名義貸し行為」に該当する可能性の高い事業形態が一部地域で存在しているとされている。

法人タクシーにおいて道路運送法に基づく事業の許可を受けた者は当該法人であり、当該法人の従業員たる運転者が個人の立場でタクシー事業を営むことは本来あり得ないことであるが、今般、こうした状況を踏まえたタクシー事業における名義貸し行為に係る判断基準を別紙のとおり定めたので、これに基づき法の適切な運用を図ることとされたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

タクシー事業における名義貸し行為の判断基準

1. 基本的考え方

道路運送法においては、タクシー事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととされている。許可制の下にタクシー事業の經營を認めているのは、輸送サービスの円滑かつ確実な提供、輸送の安全確保、利用者の利益の保護及び利便の向上等を目的として、その目的の実現のために、適切な事業計画や能力を有する者のみに事業を遂行させるためである。

ここで言うタクシー事業を「經營しようとする者」とは、タクシー事業に係る損益の帰属主体として、自らの危険負担のもと、事業遂行に伴う様々な責務を適切に全うすべき主体を指すものであり、道路運送法においては、上記の目的を達成するため、許可を受けた事業者には、運行管理の適切な遂行、事業用資産の適切な管理、事故時の賠償責任等様々な責務を自ら負うことを求めている。

道路運送法第33条により禁止されているいわゆる「名義貸し行為」は、許可事業者のこうした責務を実質的に第三者に負わせる行為であり、道路運送法の許可制の趣旨を没却することとなるため、これを禁止しているものである。

具体的にどのような場合に法が禁ずる名義貸し行為に該当するかについては、個別の事案ごとに、許可を受けた事業者ではない他人が、当該許可事業者の名のもとに実質的に事業を営んでいるかどうか、すなわち、他人が、許可事業者の名義を用いながら、実質的には当該許可事業者から独立した事業主体として、自己の責任、計算と危険負担のもとに旅客運送行為を実施しているかどうかを、事業運営の実態に基づいて判断する必要がある。換言すれば、名義貸し行為の判断に当たっては、許可事業者からの独立性があると疑われる者の旅客運送行為への従事の態様がどの程度許可事業者の指揮監督を受けたものであるか、また、当該者の旅客運送行為が損益の帰属の観点でどの程度許可事業者から独立した事業性を有するかを判断することが必要ということになる。

このことを判断するためには、その具体的手順として、名義貸し行為が疑われる事業者について、雇用関係、経理処理、運行管理、車両管理、事故処理等の実態を把握することが必要であり、最終的に名義貸し行為に該当するか否かを判断するに当たっては、これらの実態を踏まえた上で、その事業形態が、タクシー事業の事業主体として負うべき危険や責務を実質的に他人に負わせ、当該許可事業者の名のもとに実質的に当該他人が事業を営んでいることとなっているか否かを総合的に判断することが必要である。

2. 名義貸し行為の判断基準

1 のとおり、名義貸し行為の判断に当たっては、実質的に事業がどの者により行われているかを、雇用関係、経理処理、運行管理、車両管理、事故処理等の諸要素を勘案して総合的に判断することが必要となるが、これらの諸要素ごとの名義貸し行為の判断のための主な審査事項は次のとおりである。

(1) 雇用関係

- イ. 運転者との雇用（派遣）契約が締結されていない
- ロ. 運転者について、固定給又は保障給等一定の保障された給与の支払がない
- ハ. 運転者について、社会保険料及び雇用保険料控除並びに源泉徴収が行われていない
- ニ. 就業規則及び服務規律が定められていない

(2) 経理処理関係

- イ. 乗務における運賃・料金収入の全額が、事業者収入に計上されていない
- ロ. 許可事業者の支出の一部が運転者の事業所得に該当すると認められる支払いに充てられている
- ハ. 車庫使用料、事業用自動車に係る諸経費、一般管理費等事業運営に要する経費を許可事業者が負担していない

(3) 運行管理関係

- イ. 乗務割りが作成されておらず、適切な勤務及び乗務管理が行われていない
- ロ. 運行前及び運行後点呼が適切に実施されておらず、点呼内容が適切に記録されていない
- ハ. 運転者に対する指導及び監督が適切に行われていない

(4) 車両管理関係

- イ. 事業用自動車等の事業施設の管理（保管）を許可事業者が行っていない
- ロ. 事業用自動車の定期点検等を許可事業者が行っていない
- ハ. 事業用自動車に係る車両購入（リース）契約を許可事業者が行っていない

(5) 事故処理関係

- イ. 事故発生後の交渉を許可事業者が行っていない
- ロ. 事故の損害賠償を許可事業者が行っていない

3. 個別事案に対する上記判断基準の適用に際しての基本的考え方

2で掲げた個々の行為は、当該行為に係る法人タクシーの事業形態が名義貸し行為に該当する可能性を推認させる要素となるものであるが、名義貸し行為の認定に当たっては、これら個々の行為ごとに名義貸し行為に該当するか否かの結論を求めるのではなく、これらの行為の総体としての事業形態全般を見て、総合的に判断することが必要である。

その際の具体的な手順としては、一般的には、まず、事業形態の基本的な枠組みを表象する2（1）の雇用関係や2（2）の経理処理に係る各審査事項の適否を見極めることが適当である。そして、これらの事項において名義貸し行為に該当する可能性が認められる場合には、さらに2の（3）から（5）までの各審査事項の適否についての判断を行い、これらの判断結果に基づき、最終的に当該事案が名義貸し行為に該当するか否かについて判断することが適当である。なお、2で掲げた各審査事項のうち、一ないし数項目に該当しない場合であっても、事業形態を総合的に判断した結果、名義貸し行為に該

当すると判断することを妨げるものではないことは言うまでもない。

4. 名義貸し行為に該当しないと判断された場合の対応

上記に基づく総合的な判断の結果、最終的に名義貸し行為に該当しないと判断された事案においても、個々の行為について道路運送法等に違反する事実が認められる場合は、当然、必要な行政処分等を行い、その是正を図る必要がある。また、運転者に対する労働基準法等に基づく適正な労働者保護がなされていないなど、所管法令以外の法令違反の疑いがある場合においては、関係機関と連携の上、その是正が図られるよう努めるものとする。

参考

2. で掲げた名義貸し行為の判断のための主な審査事項に係る考え方を、参考として以下に記す。

(1) 雇用関係

- イ. 運転者との雇用（派遣）契約が締結されていない
- ロ. 運転者について、固定給又は保障給等一定の保障された給与の支払いがない
- ハ. 運転者について、社会保険料及び雇用保険料控除並びに源泉徴収が行われていない
- ニ. 就業規則及び服務規律が定められていない

(考え方)

上記のいずれかに該当することは、運転者による旅客運送行為が許可事業者への労務提供として行われていないことを示唆し、名義貸し行為に該当する可能性を推認させる重要な要素となる。

(2) 経理処理関係

- イ. 乗務における運賃・料金収入の全額が、事業者収入に計上されていない

(考え方)

事業者収入に計上されていない運賃・料金収入は、運転者が直接收受している可能性が高く、この場合、運転者は許可事業者に従属しておらず、自己の計算において事業を行っていると考えられることから、名義貸し行為に該当する可能性を推認させる重要な要素となる。

- ロ. 許可事業者の支出の一部が運転者の事業所得に該当すると認められる支払いに充てられている

(考え方)

許可事業者から運転者への労務提供の対価の支払いが、給与としてではなく、請負費、委託費等運転者の事業所得に該当すると認められ

る名目で支払われている場合には、当該許可事業者、運転者双方とも、運転者をタクシー事業の事業主として認識していることを表象するものであり、名義貸し行為に該当する可能性を推認させる重要な要素となる（名目上給与として支払われていたとしても、実質的には事業所得に該当すると認められる場合も同様である。）。なお、当該運転者が事業者から得た当該対価について、事業所得として確定申告をしている場合は、この判断を強く補強するものである。

ハ．車庫使用料、事業用自動車に係る諸経費、一般管理費等事業運営に要する経費を許可事業者が負担していない

（考え方）

これらの経費を許可事業者が負担していない場合、これらの経費を負担している者が、実質的な事業主体として、自己の計算において事業を行っていることを示唆し、名義貸し行為に該当する可能性を推認させる重要な要素となる。

なお、これらの事業運営に要する経費を一人一人の運転者毎に個別に計算し、その結果を運転者の報酬に直接反映してその報酬額を決定する運営形態については、一般的にはこれらの経費を負担しているのは運転者とするのが相当である。

（３）運行管理関係

- イ．乗務割りが作成されておらず、適切な勤務及び乗務管理が行われていない
- ロ．運行前及び運行後点呼が適切に実施されておらず、点呼内容が適切に記録されていない
- ハ．運転者に対する指導及び監督が適切に行われていない

（考え方）

上記のいずれかに該当することは、運転者が許可事業者の指揮命令に服さず、自らの裁量で旅客運送行為を行っていることを示唆するものであり、名義貸し行為に該当する可能性を推認させる要素となる。

(4) 車両管理関係

- イ. 事業用自動車等の事業施設の管理（保管）を許可事業者が行っていない
- ロ. 事業用自動車の定期点検等を許可事業者が行っていない

(考え方)

上記のいずれかに該当することは、当該許可事業者が当該施設の管理（保管）を他人に委ね、当該他人に実質的な事業施設の管理責任を負わせていることを示唆するものであり、名義貸し行為に該当する可能性を推認させる要素となる。

- ハ. 事業用自動車に係る車両購入（リース）契約を許可事業者が行っていない

(考え方)

上記に該当することは、契約の主体が実質的な事業主体となっていることを示唆するものであり、名義貸し行為に該当する可能性を推認させる要素となる。

(5) 事故処理関係

- イ. 事故発生後の交渉を許可事業者が行っていない
- ロ. 事故の損害賠償を許可事業者が行っていない

(考え方)

上記のいずれかに該当することは、これらの交渉や賠償の主体となっている者が実質的な事業主体となっていることを示唆するものであり、名義貸し行為に該当する可能性を推認させる要素となる。